長崎大学教育学部附属中学校いじめ対策基本方針

1 基本理念

いじめは、生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。このことに鑑み、生徒の尊厳を保持するため、いじめ防止等のための対策に関し、以下のとおり基本理念を定める。

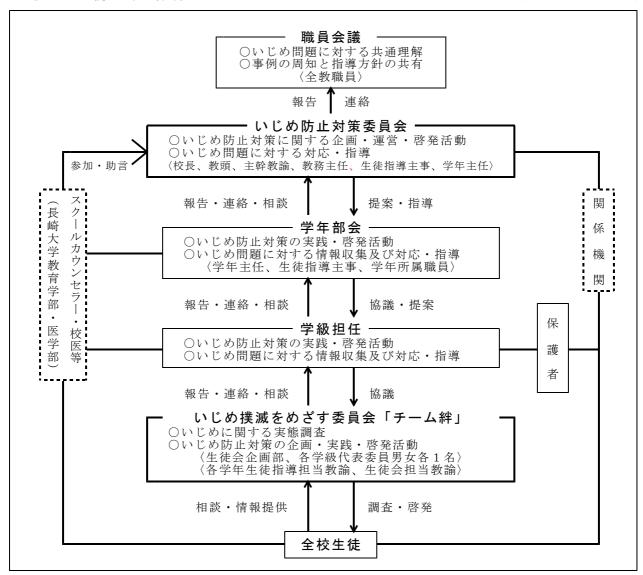
- (1) いじめが全ての生徒に関係する問題であることに鑑み、生徒が安心して学習や学校行事、 部活動及びその他の活動に取り組むことができるよう、学校内外を問わず根絶に努める。
- (2) 全ての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが生徒の心身に及ぼす影響やその他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることに努める。
- (3) いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し、長崎大学、本校育友会、家庭、その他関係機関との連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

2 定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等生徒が在籍する学校に在籍している等当該 児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が 心身の苦痛を感じているものをいう。(「いじめ防止対策推進法」第2条)

3 校内の連携・対応体制

※重大事案については、長崎大学の緊急時対応体制による。



4 いじめの防止等への取組

(1) いじめの防止

① いじめについての共通理解(全教職員・生徒)

ア 教職員の研修

いじめの態様や特質、原因・背景、指導上の留意点などについて、校内研修会及び 事例研究会を通して周知するとともに、全教職員の共通理解を図る。

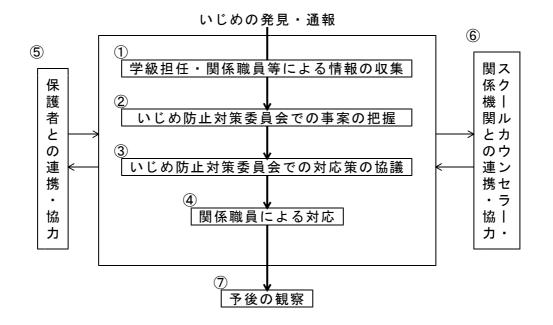
- イ 全校集会や学年集会、学級活動において、日常的、計画的にいじめの問題を取り上げ、「いじめは人間として絶対に許されない行為である。」といういじめの非人道性についての生徒と教職員との共通認識を図る。
- ② いじめに向かわない態度・能力の育成 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うため、道徳 教育や人権教育、体験活動等の充実を図る。
- ③ 生徒によるいじめ実態調査及び啓発活動 生徒会企画部及び各学級代表生徒によるいじめ撲滅をめざす委員会「チーム絆」を設置し、「いじめに関する実態調査」「いじめ防止対策の企画・実践・啓発活動」を推進する。

(2) 早期発見

- ① 日常の観察及び相談活動
- ② 「生活の記録」の活用による交友関係や悩みの把握
- ③ 三者面談及び「悩みについての実態調査」の実施
- ④ 「チーム絆」による実態・意識調査の実施
- ⑤ 生徒指導部による「いじめ実態調査」の実施

(3) いじめ事案への対応

〈基本的な流れ〉



〈対応の具体〉

① 情報の収集

いじめの通報を受け、いじめられている生徒の所属する学級の担任あるいは部活動の顧問等が中心となって、当該学年部会の協力を得て事実確認を行う。

② いじめ防止対策委員会での事案の把握

いじめられている生徒といじめている生徒、周囲の生徒からの聞き取り調査等の結果を 基に、事実の整合性を確認して、いじめの判断を行う。

③ いじめ防止対策委員会での対応策の協議

いじめの事実が確認された際は、今後の対応・対策について、「即時的な対応・対策」と「中期的な対応・対策」とに区別し、職員の役割分担や今後の見通しを明らかにして、協議する。

④ 関係職員による対応

いじめ防止対策委員会の指示に従い、関係職員が連携して対応・対策に当たる。対応・対策の進捗状況については、いじめ防止対策委員会に随時報告する。

⑤ 保護者との連携・協力

いじめの発見・通報の直後から保護者との連携・協力体制を確立し、各対応段階において、連絡・相談を密に行う。

⑥ スクールカウンセラー・関係機関との連携・協力

状況に応じてスクールカウンセラー・関係機関と連携・協力して、対応に当たる。ただし、その際、個人情報やプライバシーの問題を踏まえ、慎重に対応する。

⑦ 予後の観察

関係職員による対応の後、交友関係の正常化等を中心に、当該生徒の状況の観察を継続する。必要に応じて、スクールカウンセラー等による相談活動を行う。

5 評 価

学期ごとに、いじめ問題への対応状況を評価する。その際、いじめの有無やその多寡だけでなく、日頃の生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の対応等について評価し、その結果を踏まえて一層の充実・改善に取り組む。